

第12回教育委員会会議

1 日時 令和3年7月27日（火） 午後3時30分～午後4時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹理 委員

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

三木 信夫 理事兼政策推進担当部長

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

村川 智和 総務課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

大西 忠典 高等学校教育担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

（１）教育長より開会を宣告

（２）教育長より会議録署名者に巽委員を指名

(3) 案件

報告第12号 令和4年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申について

報告第13号 職員の人事について

協議題第17号 令和4年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申について

なお、報告第13号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第17号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第12号「令和4年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

はじめに基本方針であるが、高等学校において使用する教科用図書については、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から採択することとなっている。ただし、高等学校の場合は、実技、実習を伴う科目等において、科目に適した文部科学省検定済教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができると定められている。なお、本市高等学校で使用する教科用図書については、各校の教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択することとしている。

次に、採択の仕組みであるが、本日の報告が答申書の提出にあたる部分で、各校は教科用図書選定調査会要綱に基づき、公正確保に留意しながら、生徒に適した教科用図書について調査研究を深め、厳正に審議し、答申書を作成したところである。本日は、各校の教科用図書選定調査会より提出されました答申書を教育委員会に提出する。今後は、各校の答申を参考に、教育委員会において採択することとしているので、よろしくお願いします。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 只今、令和4年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申書をいただきました。これらの答申書が、各校において大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき、公正確保に留意をしながら、生徒に適した教科用図書についての調査研究を深め、厳正に審議された末にできあがったものであるとの説明がありました。教育委

員会としましては、これらの答申書を踏まえ、採択に向け、十分に検討してまいりたいと存じます。今後の予定としましては、8月下旬を目処に教育委員会会議において、公正かつ適正な採択を図りたいと考えております。検討にあたりましては、必要に応じて説明を求めることになろうかと思いますが、事務局サイドのご協力もよろしくお願いいたします。教育委員会としましては、採択にあたっては静謐な環境の中で公正かつ円滑に検討していくことが不可欠であると考えております。つきましては、これらの答申書を公開することで、公正かつ円滑な採択に支障をきたす恐れがありますので、採択事務がすべて終了するまでは、関係者以外には公開できないことにつきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

協議題第17号「令和4年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校においては、各校に設置された選定調査会において、それぞれ答申書を作成している。答申書の作成にあたり、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、各校における教育目標や学科等の特色、生徒の実態等を踏まえ、十分な調査研究を行ったうえで、具体的に記述することとしている。答申書の各様式の記載内容については、高等学校教育担当課長より説明する。

大西高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

答申書については、学校により提出する必要のない様式などもあるので、今回、すべての様式が提出されている、咲くやこの花高校の答申書を例に説明する。

まず、様式1であるが、調査会の構成という欄があり、資格要件に合致する者と明記している。これは、教科書採択における公正確保のため、以前に教科書等の執筆などに関わった教員は、選定に関わっていないことを明確にするためのものである。その下の欄に調査研究、選定の経過がある。これについては、各見本本の比較検討やアンケートの実施など、答申書を作成するまでの調査研究の経緯が記載されている。裏面には、答申書の作成は各学校の教育目標や学科の特色等を踏まえて行うことから、学科等の特色についての欄を一番上に設けている。咲くやこの花高校の場合は、演劇科、食物文化科、総合学科の3学科の教育目標などが記載されている。さらに、その下の欄には、選定の観点として左側に内容、学習等に関する観点、それと、右側の方に学科等の特色、生徒の学習状況等に関

する観点を設けており、教科、種目ごとにそれぞれの観点を踏まえたうえで調査研究を行っている。一番下の欄だが、保護者及び生徒の意見で、これについては、アンケートによって得られた意見の要旨を記載している。様式2については、今回、選定した教科書の一覧表である。観点の欄には、内容、学科、それぞれの観点のうち、種目ごとに特に重視したものを2つ、番号で示している。また、一番右の段の種別のところだが、A、B、Cとあるが、A、B、Cについては後ほど出てくる様式3のA、B、Cを示しており、Aについては、令和3年検定済である教科書を使用するもので、今回、検定済となった教科書を使用するものがAという項目である。Bについては、前年度採択分から、令和2年以前の検定教科書に変更するものである。Cについては、前年度採択したものを継続使用するものとなる。様式3のAについては、先ほども申したように、今年新たに検定済となった教科書について記載されている。咲くやこの花高校の場合、一段目の、この様式3のAの一段目の現代の国語においては、第一学習社、教科書番号713、高等学校現代の国語が選定されている。教科書名の右の段には、使用学年、さらにその右には、教科書の特徴及び選定理由を記載している。使用学年については、二重丸は必修科目であることを表している。この一番上の現代の国語については、この使用学年の欄に総・二重丸、演・二重丸、食・二重丸となっている。この二重丸については、総合学科、演劇科、食物文化科の1年生の必修科目であることを表している。さらに、様式3のBについては、今年度使用している教科書から、令和2年以前の検定済教科書に変更する場合である。英語表現Ⅱの使用学年2年生の欄に、総・丸、演・丸、3年生の欄に矢印があるが、これは2年生総合学科、2年生演劇科が選択履修の科目であることを表しており、3年生において、引き続き継続して使用することを表している。次に、様式3のCについては、現在使用している教科書を継続する場合の、いわゆる継続使用する場合の様式である。続いて、様式4のAに関しては、科目内容に適した検定本がない場合に一般図書を使用する場合の様式で、令和3年度には使用しておらず、新たに教科書として使用する場合の様式である。調理師の専門科目の理解を深めるため、今回選定されている。その裏面に、様式4のCと書いたものがあるが、これも、科目内容に適した検定本がない場合に一般図書を使用する場合の様式で、英語以外の外国語であるとか、教科書が発行されていない専門教科で使用する。咲くやこの花高校においては、様式4のCすべてが調理に関する教科書となっている。このような教科書については、咲くやこの花高校の他、淀商業高校、泉尾工業高校など8校で34点が選定されている。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

最後になるが、今年度は特に新学習指導要領に基づいて編集され、新たに文部科学省において検定済となった教科書が記載されている様式3のA。それから、昨年度採択された教科書から変更した教科書が記載されている様式3のB。この2つを中心に答申資料をご覧いただくとともに、その他の様式についても、3のCであるとか、4のAであるとかについてもご覧いただいたうえで、8月10日の教育委員会会議でご意見、ご質問をいただければと考えている。なお、8月24日の教科書採択を行う教育委員会会議においては、校種ごと、例えば普通科、商業科、工業科等、校種ごとに1名以上の選定調査委員長が出席する。各校へのご質問等があれば、8月10日の教育委員会会議でお伺いできれば、事前に選定調査委員長にお伝えするので、よろしくお願いします。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 今申し上げました日程に沿って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第13号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は小学校校長に対して、文書訓告を行うものであるが、発端となった提言などについて、大きく報道されており、教育委員会会議においても前回、本市教育行政に関する教育委員会の基本的な考え方について、おまとめいただくなど関係があるため、行政措置ではあるが、ご報告を申し上げます。

措置対象者は、小学校校長である。教育委員会においては、緊急事態宣言中の学校運営について決定し、各学校園に通知をしたが、当該校長は、学校運営にあたる教職員が尽力する中、提言において、教育委員会の対応について、その決定過程や、他校の状況などを斟酌することなく、独自の意見に基づき、本市の学校現場全体でお粗末な状況が露呈し、混乱を極め、子どもの安心安全が保障されない状況をつくりだしていると断じ、子どもの安心安全に関する教育委員会の対応について懸念を生じさせ、関係教職員らの努力をないがしろにしたものである。また、提言には、学校はグローバル経済を支える人材という商品をつくりだす工場と化しているとの記述があるが、これが比喩的な表現であることを考

慮しても、児童生徒を商品に例えていることが不適切な表現であるとともに、日々、業務に励む関係教職員らの努力をないがしろにしたものである。また、以上のような不適切な記述を含む提言を知人に提供したこと、知人を介して連絡のあった第三者に対して、公開範囲を確認することなく、Facebook への掲載を許可したこと、何に掲載されるか確認することなく、漫然と掲載を許可したことにより、その結果、市民団体のブログに掲載され拡散させたものである。経過について、若干補足をさせていただくが、本件事案の概要等について、当該校長は本年4月20日と21日、5月15日の三度にわたり、緊急事態宣言下の対応に関する自身の考えを述べるために、市民の声を送付するなど行ったが、具体的な対応に繋がらなかった。そこで5月16日、市長と教育長への提言を作成し、翌日、送付、郵送した。郵送前に、自身の決意を伝えるため、作成した提言を、氏名及び職名を記載した状態のままで、知人らに個別に提供した。知人らに提言を提供したことを契機に、市民団体の関係者ら2名から、氏名及び職名を記載した状態のままで提言の掲載許可を求められ、当該校長は自身の意見に共感してくれる人と共有をするため、これを許可した。提言が広く知られるに至り、いくつかの報道機関の取材対応を行っている。提言は、全文の紹介はしないが、先ほどご説明したような記述が含まれている他、当該校長が校長として考える学校教育や、学校運営に対する否定的な意見が述べられているが、実際、学校運営においては、当該校長はそれらを実施していることは、担当が行った事情聴取などにおいて確認をしている。当該校長は資料記載のような反省の弁を述べている。

総合的に勘案し、当該校長に対する措置として、文書訓告が相当である。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
